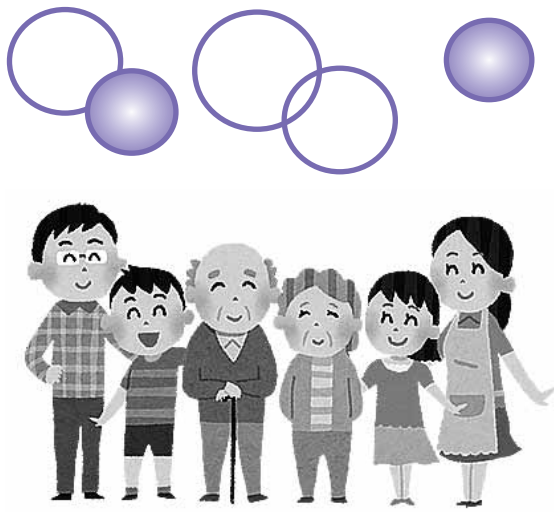


発行/ 芦屋市役所 ☎ 31-2121
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

問い合わせ
高齢介護課 ☎ 38-2044
高齢福祉係 ☎ 38-2046
管理係 ☎ 38-2044
介護保険事業係 ☎ 38-2024

「第7次 芦屋すこやか長寿プラン21」を策定

問い合わせ 高齢介護課高齢福祉係 ☎ 38-2044



基本理念

『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』

本市も、全国的な傾向と同様に高齢化は着実に進行しており、高齢化率は全国や兵庫県よりも高い状況です。

介護や支援を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らしたいという思いは、高齢者はもちろん、市民共通の願いです。この願いを実現していくため、このたび「第7次芦屋すこやか長寿プラン21」を策定しました。

国は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」および「生活支援」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が重要であるとしています。

本市では、これまでも「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを推進してきました。今後も、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者人口の割合が全人口の3割を超えることが見込まれる平成37年を見据えてさらに本格化していきます。

また、高齢者が生涯学習や就労、趣味の活動、交流などを通して、地域社会の一員としての役割を担い、高齢者をはじめすべての市民が、地域での交流や見守り、お互いが助け合う活動や、防犯・防災活動などを主体的に

進めることができるまちづくりを目指します。

このような考え方による、本計画におきましても、次の目指すべき将来像の実現に向けて取り組みます。

基本目標1 高齢者を地域で支える環境づくり

地域の高齢者への総合的な支援を行う高齢者生活支援センターの機能強化や周知を行い、社会福祉協議会と連携しながら、地域発信型ネットワークの充実を推進します。

また、高齢者が介護や支援を必要とする状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域の中で安心して生活できるように、住民主体の見守り体制の整備を進めるとともに、重要性が高まっている高齢者の権利擁護や、認知症高齢者への支援を一層強化します。

さらに、保健・医療・福祉・介護などの関係機関の連携を強化し、さまざまな情報の共有と問題解決にあたり迅速な対応や支援、サービスを身近に得ることができるよう環境の整備を図ります。

基本目標2 社会参加の促進と高齢者にやさしさのあるまちづくり

超高齢社会を豊かで活力ある長寿社会とするためには、高齢者自身が地域社会における役割を見いだし、自らの経験や知識、技能を生かせる環境が必要です。

そのため、地域社会活動、生涯学習、就労など、高齢者が生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう自己実現の機会の創出を一層推進していきます。

また、長寿社会に対応した住環境を整備するとともに、高齢者を犯罪や災害等から守り、安心・安全に生活できるように、関係機関や地域団体等の連携・協力による生活環境の整備や地域づくりを強化します。

基本目標3 総合的な介護予防の推進

超高齢社会を活力ある長寿社会とするためには、高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、活動的な生活を送ることができるよう支援するとともに、元気な高齢者を含む地域住民やNPOなど多様な主体による新たなサービスの提供体制の整備を図り地域全体で高齢者を支える仕組みづくりが必要です。

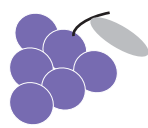
また、地域において高齢者が介護予防に関心を持ち、自主的に介護予防活動に取り組む環境づくりも必要です。

そのため、地域における高齢者の状況を的確に把握し、必要なたに効果的な予防対策を行えるよう、自立の視点に立ち、利用者の状態像に応じた、介護予防・日常生活支援のための総合的なサービス提供等の地域支援事業、予防給付および地域における介護予防活動の推進を図ります。

基本目標4 介護サービスの充実による安心基盤づくり

介護が必要な状態になっても必要な介護サービスを受けることにより、できる限り住み慣れた地域や家庭で日常生活が送れるように支援し、身体機能等の維持、改善を目指して、介護度の重度化を防ぐことも重要です。

そのため、要介護認定の適正化、適切な介護給付や苦情対応体制の充実、監査体制の確立等により、適性かつ質の高い介護保険サービスの提供に努めるとともに、低所得者の負担軽減等に取り組めます。また、医療ニーズの高い利用者をはじめとしたさまざまなニーズに柔軟に対応し、地域の実情に合わせて要介護者の在宅生活を支えるためのサービスの整備を図り、超高齢社会における安心基盤づくりを進めます。



施策の展開方向

| | |
|-----------------------------------|--|
| 基本目標1 高齢者を地域で支える環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の総合支援体制の充実 (2) 高齢者生活支援センターの機能強化 (3) 地域発信型ネットワークの充実 (4) 地域での見守り体制の充実 (5) 高齢者の権利擁護支援の充実 (6) 認知症高齢者への支援体制の推進 (7) 日常生活支援の充実 |
| 基本目標2 社会参加の促進と高齢者にやさしさのあるまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> (1) 生きがいづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動の促進 ・生涯学習の推進 ・スポーツ活動等の推進 ・生きがい活動支援の充実 (2) 就労支援の充実 (3) 住環境の整備 (4) 防犯・防災対策と災害時支援体制の整備 |
| 基本目標3 総合的な介護予防の推進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域支援事業の推進 (2) 介護保険サービスによる予防給付 |
| 基本目標4 介護サービスの充実による安心基盤づくり | <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護給付適正化の推進強化 (2) 要介護認定の適正化の推進 (3) 介護サービス事業者の質の向上に向けた取り組みと監査体制の確立 (4) 低所得者への配慮 (5) 介護保険サービスによる介護給付 (6) 地域密着型サービスの充実 (7) 特別給付の実施 |